

## 第12章 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

### 【数値目標】

#### 1. 基本的事項

- 対応する感染症については、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とします。
- 新興感染症に関する国内外の最新知見を踏まえつつ、直近の対応実績である新型コロナにおける経験を念頭に目標を定め、取り組みます。
- 国内での感染発生早期（発生の公表前まで）の段階は、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応し、新興感染症についての知見等を収集します。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、感染症指定医療機関及び協定指定医療機関は、公表期間中の時期（流行初期、流行初期以降）に応じて、下記の役割を果たします。
  - ・ 流行初期（発生の公表後3か月まで）においては、感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置に基づく医療提供も含め、引き続き対応しますが、県知事の要請により、協定指定医療機関も医療提供を順次開始します。
  - ・ 流行初期以降（発生の公表後6か月まで）においては、順次全ての協定指定医療機関が対応します。
- 地域における病床や発熱外来が不足しないよう、人口に応じた病床や発熱外来の確保が重要です。
- 新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が事前の想定とは大きく異なる事態については、国においてその判断が行われた場合、県は、機動的に対応できるよう、協定指定医療機関と速やかに協議します。

## 2. 今後の施策（目標項目及び数値）

### (1) 医療提供体制

目標項目		対 象	流行初期 (公表後3か月まで)	流行初期以降 (公表後6か月まで)
入院病床 (指定・第一種協定指定医療機関) 【県全体】		病院・診療所	65 床 【 157 床】	215 床 【 525 床】
発熱外来 (第二種協定指定医療機関) 【県全体】		病院・診療所	31 機関 【 80 機関】	174 機関 【 400 機関】
自宅療養者等への 医療・療養支援 【県全体】		病院・診療所		52 機関 【 130 機関】
		薬局		108 機関 【 270 機関】
		訪問看護事業所		16 機関 【 40 機関】
後方 支援	「新興感染症の回復期患者」の転院受入 【県全体】	病院・診療所		24 機関 【 60 機関】
	「新興感染症以外の一般患者」の転院受入 【県全体】	病院・診療所	8 機関 【 20 機関】	24 機関 【 60 機関】
人材派遣 (県で調整)		医師		10 人
		看護師		15 人

(2) 物資の確保

目標項目	対 象	平 時
個人防護具 5 品目を 2 か月分以上備蓄 【県全体】	病院・診療所	144 機関 【 330 機関】
	訪問看護事業所	12 機関 【 32 機関】

(補足)

- 個人防護具 5 品目は、国の定めるサージカルマスク、N95 マスク (D S 2 マスクによる代替可)、アイソレーションガウン (プラスチックガウンによる代替可)、フェイスシールド (再利用可能なゴーグルによる代替可)、非滅菌手袋の 5 品目とします。

(3) 検査体制

目標項目	対 象	流行初期 (公表後3か月まで)	流行初期以降 (公表後6か月まで)
検査の実施能力	県衛生環境 研究センター	206 件/日	524 件/日
	大分市保健所 (保健所設置市)	144 件/日	376 件/日
	大分大学 グローバル感染症 研究センター	100 件/日	200 件/日
	学官連携 合計 (A)	450 件/日	1,100 件/日
	医療機関 【県全体】	180 件/日 【 450 件/日】	440 件/日 【 1,100 件/日】
	民間検査機関	100 件/日	200 件/日
	医療民間 合計 (B)	550 件/日	1,300 件/日

(補足)

- 抗原検査の実用化には一定の時間が必要となると考えられることから、核酸検出検査（PCR検査等）を対象とします。
- 学官連携の合計（A）は、国立感染症研究所から検査に必要な手技等が示され、かつ各機関において、検査体制が整った状況を前提とします。
- 医療民間の合計（B）は、核酸検出検査に必要な検査試薬等が流通し、かつ各機関において、検査体制が整った状況を前提とします。よって、上記（A）及び（B）における前提条件は、全く異なる点を理解することが重要となります。

目標項目・対象	平 時
県衛生環境研究センターの 検査機器数	4 台
大分市保健所の 検査機器数	2 台

(補足)

- 新興感染症における多量検体の陽性・陰性判定に用いるリアルタイムPCR検査機器(他用途及び補助用の機器を除く)の数を記載しています。

(4) 宿泊療養体制

目標項目	対 象	流行初期 (公表後3か月まで)	流行初期以降 (公表後6か月まで)
確保室数	宿泊療養施設	250 室	500 室

(5) 保健所の体制整備

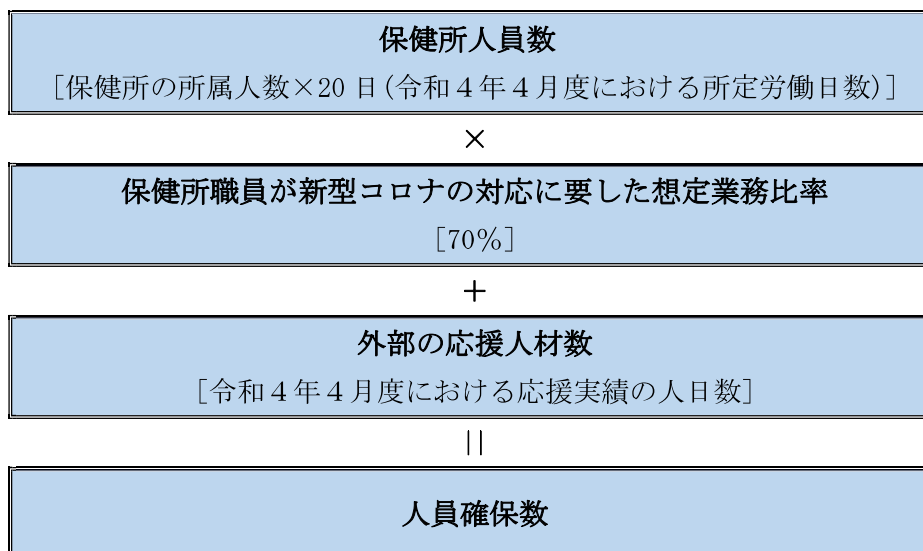
目標項目	対 象	公表後1か月間の 感染症対応人員数
人員確保数	東部保健所	延べ904 人日
	国東保健部	延べ154 人日
	中部保健所	延べ272 人日
	由布保健部	延べ201 人日
	南部保健所	延べ343 人日
	豊肥保健所	延べ434 人日
	西部保健所	延べ476 人日
	北部保健所	延べ605 人日
	豊後高田保健部	延べ152 人日
	県保健所の合計	延べ3,541 人日
	大分市保健所	延べ3,583 人日

(補足)

- 新興感染症の性状及び保健所管内の感染状況等により、業務内容及び業務量が異なるため、県が機動的に判断し、適時要員を確保します。
- 上記の人員確保数は、国の例示に従い、新型コロナ第6波のうち、令和4年4月度において、各保健所で新型コロナの対応に要した人員数を、

下記方法によって算出した数値を記載しています。

\* 人員確保数（単位：人日）の算出方法



目標項目・対象	平 時
即応可能な I H E A T 要員数 【県全体】	6 人 【 15 人】

(6) 人材の養成・資質の向上

目標項目	対象	平 時
研修・訓練回数 (実施、又は参加)	保健所	年1回以上
	協定指定 医療機関	年1回以上
	高齢者施設	年1回以上

[参考]

- |  |
|--|
| <p>○ 厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目</p> <p>第九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項</p>  |
| <p>○ 大分県医療計画との関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・同計画の「新興感染症治療」（同計画第5章「安心して質の高い医療サービスの提供」の第12節「新興感染症治療」）については、県予防計画の第5章「医療体制」及び第12章「数値目標」等から抜粋したもので、構成します。</li></ul> |